

互助会事務局 からの お知らせ

一般財団法人山口県教職員互助会

〒753-8501 山口市滝町1-1（県庁13階）

TEL：083-933-4777

FAX：083-933-4589

ホームページ：<https://yamakyogo.jp>

（ユーザーID） hukuri

（パスワード） kousei



※ホームページは、
QRコードからもアクセスできます。

令和5年度から、退職互助部制度が大きく 変わります!!

※退職互助部制度は、退職後の生活をサポートするため、医療費補助を中心とした事業を実施しています。

定年引上げによる影響を検討するために開催された財政等検討委員会の結果に基づき、退職互助部制度は、令和5年度から全面的な制度改定となります。

現職会員については、35歳になった次の年度の4月1日に全員自動加入となり、退職会員については、定年延長実施前の対象者（R5.3.31以前の退職者）を「旧制度会員」、実施後の対象者（R5.4.1以降の退職者）を「新制度会員」として取り扱うことになります。

詳しくは、令和5年3月22日付け山教互156号をご覧ください。

-*-*-*- 主な改定内容 -*-*-*-



・ 現職会員の資格取得について

35歳になった次の年度の4月1日から全員自動加入になり、退職互助部掛金（給料月額×3/1000）が毎月給与控除されます。（4月1日時点で35歳以上の新規採用者及び転入者は会員となった月から毎月給与控除）

※ 令和5年3月31日時点で未加入の35歳以上の者は現行どおり希望制のため、加入を希望される者は「退職互助部現職会員資格取得届」を提出してください。（通年加入可）

※ 定年延長により掛金納入期間が延びる（300月→360月）ことから、未加入期間分の一括払掛金の負担軽減及び加入時期による掛金総額の差が更に広がること等を考慮。

仮に、退職時、退職会員になることを希望しない場合は、既納入分の掛金を脱退一時金として全額返金するため、不利になることはありません。



【掛金納入について】

○新たに35歳になる者

⇒ 次の年度の5月から給与控除開始（5月分給与で4・5月分の2か月分控除）

○4月1日時点で35歳以上の新規採用者及び転入者

⇒ 会員となった日の翌月から給与控除開始（翌月分給与で加入月分と併せて2か月分控除）

【所属での給与控除手続について】

○県費職員

⇒ 控除手続は不要です。

ただし、県立学校においては、「令和5年2月24日付け山教互第135号でお知らせしている該当者」と「今後、未加入者が加入を希望した場合」の控除手続をお願いします。

○県費職員以外

⇒ 該当所属へ給与控除開始前に該当者をお知らせしますので、控除手続をお願いします。

Q1 令和5年11月7日に35歳になる者がいます。退職互助部の手続は何かありますか？

A ありません。
令和5年度に新たに35歳になる者は、令和6年4月1日に退職互助部へ自動加入です。
掛金は、令和6年4月分から納入開始となりますが、人事給与システムでの給与控除が4月分からすぐにできないため、5月分給与で4・5月分の2か月分を控除いたします。

Q2 令和5年4月1日付け新採の37歳の者がいます。退職互助部の手続は何かありますか？

A ありません。
この者は、令和5年4月1日に退職互助部へ自動加入です。
掛金は、令和5年4月分から納入開始となりますが、Q1同様、5月分給与で4・5月分の2か月分を控除いたします。

Q3 令和5年3月31日時点で退職互助部未加入の40歳の者が、退職互助部の加入を希望されました。手続はありますか？

A この者の場合は、「退職互助部現職会員資格取得届」の提出が必要です。
掛金は、資格取得届受理後、加入月から納入開始となります。掛金控除手続については、別途、お知らせします。

※ 県費所属以外の該当所属へは、給与控除開始前に該当者をお知らせしますので、控除手続をお願いします。

一括払掛金の算定方法について

60歳以降の給料水準が7割になるため、従来の方法で一括払掛金を算出すると退職時の年齢により差が生じることになります。そのため、下表による算出とします。

区分		必要 納入月数	不足月数 × 下記の掛金月額
退職時年齢	算定期間		
55歳から 60歳まで	36歳～60歳までの間	300月	退職月の給料月額×3/1000
	61歳～65歳までの間	60月	(退職月の給料月額×70/100) ×3/1000
61歳以降	36歳～60歳までの間	300月	(退職月の給料月額×100/70) ×3/1000
	61歳～65歳までの間	60月	退職月の給料月額×3/1000

退職会員の取扱いについて

		≪ 新制度会員 ≫ R5.4.1以降の退職者	≪ 旧制度会員 ≫ R5.3.31以前の退職者			
掛金の納入月数		360月 (30年間：36～65歳)	300月 (25年間：36～60歳)			
退職会員になれる年齢		55歳以上 (55歳未満は脱退)	45歳以上 (45歳未満は脱退)			
配偶者の 取扱い	名称	配偶者会員	加入配偶者			
	掛金	特別会員と同額を一括納入	なし			
	適用事業	全事業対象	一部事業のみ対象			
療養補助金	対象年齢	55～85歳になるまで	75歳になるまで			
	給付額	2,000円控除し、80%を乗じた額	<table border="1"> <tr> <td>特別会員</td> <td>2,000円控除し、80%を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>加入配偶者 遺族会員</td> <td>3,000円控除し、80%を乗じた額</td> </tr> </table>	特別会員	2,000円控除し、80%を乗じた額	加入配偶者 遺族会員
特別会員	2,000円控除し、80%を乗じた額					
加入配偶者 遺族会員	3,000円控除し、80%を乗じた額					
入院見舞金		適用なし	75～85歳になるまでの間に5日以上入院した場合に給付 (特別会員のみ)			
退会給付金		退職会員となった日から20年以内に退会を希望した場合に給付	適用なし			
埋葬料		退職会員となった日から4年以内に死亡した場合に給付	退職会員となった日から3年以内に死亡した場合に給付			

ライフステージに応じた 退職互助部の事業概要 (「新制度」イメージ)

New

35歳から自動加入

35歳

退職互助部「**現職会員**」資格取得 (次年度:36歳から掛金積立開始)

New

○掛金 (給与控除) : 給料月額×3/1000を30年間 (360月)

300月→360月

○退職後に「掛金」の支払いは、一切ありません。(現職中に完納)

退職

脱退

退職時に退会 (退職互助部の事業を受けない) を選択の場合、納入掛金全額返金します。

退職会員
資格取得

「資格取得届」の提出により退職互助部「**特別会員**」になることができます。

○掛金が30年間 (360月) に満たない場合、不足分の掛金は一括納入していただきます。

New

○配偶者が希望する場合は、特別会員同額の掛金を一括納入し「**配偶者会員**」になることができます。

配偶者会員

(配偶者会員は、特別会員同様の事業適用が可能です。)

「特別会員」及び「配偶者会員」の資格取得後

退職互助部の事業適用スタート

メイン事業

歳を重ねるにつれて、病院にお世話になることがあると思います。そんな時は、**療養補助金の給付** (現職時同様の医療費給付) で、生活をしっかりサポートすることができます!!

Point



療養補助金の
給付
85歳まで

(給付額)

1か月1病院ごとの窓口負担額から、2,000円を控除し、80%を乗じた額

(対象年齢)

・療養補助金の給付は、85歳の誕生日の前日まで

New

75歳→85歳

人間ドック補助、美術館等の入館補助、セントコア山口宿泊補助、グループ補助、地区集会への参加、災害見舞金、傷害保険の斡旋 etc...

療養補助金の給付以外の事業は、生涯利用できます。

長寿祝

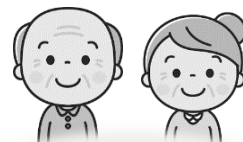
○米寿 (88歳)

○白寿 (99歳)

死亡

○御葬儀の際に花輪のお供え

(お供えが間に合わなかった場合は、ご遺族へ献花料送金)



◆◆◆◆ 互助会貸付事業 ◆◆◆◆

互助会では、各種貸付けを実施していますので、資金が必要となる場合にご活用ください！
令和5年4月貸付けから貸付利率が引き下がります。

※ 新しい貸付利率は、すでに借りている者にも適用されます。

年利 **1.0%** ⇒ **0.9%**

(子育て支援貸付け(3子以上)、災害貸付けは 年0.5%)

一般貸付け

限度額：200万円
償還回数：72回

(ご利用例)

- 申込金額：200万円
- 償還回数：72回（6年）

⇒ 1回あたりの償還額：28,545円

一般貸付けについては、
申込金額にかかわらず
添付書類は不要です!!

自動車貸付け

限度額：300万円
償還回数：72回

結婚貸付け

限度額：300万円
償還回数：120回

子育て支援貸付け

限度額：300万円
償還回数：120回

教育貸付け

限度額：300万円
償還回数：120回

災害貸付け

限度額：300万円
償還回数：120回

医療貸付け

限度額：300万円
償還回数：120回

介護貸付け

限度額：300万円
償還回数：120回

住宅貸付け

限度額：800万円
償還回数：240回

申込み締切日

毎月10日
(休日の場合前日)

貸付決定日

20日頃
※ 決定通知書・償還表送付

送金日

28日
(休日の場合前日)

◆◆ 提出書類等、詳細につきましてはホームページをご確認ください ◆◆

職員をつぶやき…

～ 職員が「ごじょごじょ」つぶやくコーナー ～

全国の互助会職員による都道府県対抗の「ウォーキングチャレンジ大会」に山口県教職員互助会の職員も参加しました。昨年度三位だった山口県チーム、今年も頑張りましたが結果は振るわず五位。昨年度より歩数が増えていただけに悔しい結果となりました。

今年度の優勝は昨年度に引き続き北海道チーム。今回で3年連続での優勝、おめでとうございます。1日当たりの個人平均歩数は23,554歩、山口県チームとは約10,000歩も差があります。

来年度こそは優勝目指して、1日平均25,000歩を目標に先輩職員を連れまわしていきたいと思っております！